

【注意事項】

- * 以下の注意事項をご確認の上、記入漏れのないよう申請してください。
- * 学力に関する証明書は、申請受理後発行まで一週間程度を要します。改正法の読替え等、証明内容によっては一週間以上を要する場合がありますので、余裕をもって申請してください。
- * 記入漏れ等記載事項に不備があると、免許の申請に支障をきたす場合があります。ご注意ください。（適用免許法等の確認のため、日中の連絡先に連絡する場合があります。必ず記入してください。）
- * ご不明な点や詳細は、学務課（099-812-8503）へ別途お問い合わせください。

(1) 学歴の記入について

最終学歴のみではなく、本学における学修歴をすべて記入してください。
（科目等履修生も含まれます。）

(2) 証明書の様式について

証明書は原則一通につき200円、1学校種・1教科種の証明になります。
必要な免許教科の種類等を必ず確認の上、お間違いのないように必要な通数を記入してください。

(3) 希望する免許状の種類欄について

所属していた学部で取得可能な免許教科のみ証明書発行ができます。
例えば、小学校教諭免許状取得にあたっては、所属していた学部で取得できる免許教科の「学力に関する証明書」を発行し、提出先において本学で修得した単位が使用できるかどうか判断していただくことになります。

◀参考▶

昭和63年法改正により、従前の一級免許状及び二級免許状は下記のとおり変更になりました。

中学校教諭第一級免許状	→	中学校教諭第一種免許状
高等学校教諭第一級免許状	→	高等学校教諭第一種免許状

- 高等学校「社会」は平成元年より「公民」と「歴史地理」になりました。
（本学適用は1991（平成3）年度以降入学生）